

新町建設計画

令和2年12月変更

中川根町・本川根町合併協議会

目 次

第1章	序論	1
1	計画策定の方針	1
2	合併の必要性	2
3	合併の意義	4
第2章	新町の概況	5
1	位置と地勢	5
2	気候	6
3	面積	6
4	人口	6
5	産業	7
第3章	主要指標の見通し	8
1	人口	8
2	世帯数	8
第4章	新町建設の基本方針	9
1	新町まちづくりの基本理念	9
2	新町の将来像	11
3	新町建設計画の基本方針	12
4	地域別基本方針	14
第5章	新町の主要施策	15
1	施策の体系	15
2	まちづくり事業	16
(1)	ぬくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり	16
(2)	ゆとりと安全 便利で暮らしやすいふるさとづくり	18
(3)	お茶と温泉 人が行き交いにぎわいのあるふるさとづくり	20
(4)	緑と清流 自然に癒されるふるさとづくり	22
(5)	伝統と未来 心豊かな人を育む千年のふるさとづくり	24
(6)	ひと（町民）とまち（行政） みんなが主役のふるさとづくり	26
3	主要プロジェクト	28
第6章	新町における静岡県事業の推進	31
1	静岡県に要望する事業	31
2	静岡県が実施を予定する事業	33
第7章	公共的施設の適正配置と整備	34
第8章	財政計画	35
1	財政計画の基本的な考え方	35
2	財政計画	37

第1章 序論

1 計画策定の方針

(1) 計画策定の趣旨

本計画は、中川根町と本川根町の合併後の新町を一体的な地域と想定したまちづくり全般のマスタープランであり、新町を建設していくための基本方針を定め、この方針に基づいた建設計画を策定し、その実現を図ることによって、新町の速やかな一体化を促進し、地域全体の発展と住民福祉の向上を図るものです。

(2) 計画の構成

本計画は、新町建設の基本方針、基本方針を実現するための主要施策、公共施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。

(3) 計画の期間

本計画における主要施策、公共施設の適正配置と整備の基本的考え方及び財政計画は、平成17年度から令和7年度までとします。なお、本計画に示す施策、財政計画などについては、必要に応じて見直しを行うものとします。

2 合併の必要性

中川根町、本川根町は、大井川の中上流域に位置している立地条件や町民性等の面で似通った地域であり、文化的、歴史的な面はもとより経済的な面でもつながりの深い地域です。

しかし、両町を取り巻く時代の潮流は以下に示すように大きく変わっており、それとともに変化していく様々な行政課題に対し、これまで以上に広域的、効果的に取り組むことが求められています。

こうしたことから、2 町は合併することにより、行政サービスの向上や事務事業の効率化、財政基盤の強化等を図り、2 町の資源を一体的に活用したまちづくりを進め、地域の活性化をめざすものであります。

(1) 地方分権

地方分権とは、地域の自主性、自立性を尊重し、地域の住民が自分たちで決定し（自己決定）、その責任も自分たちが負う（自己責任）という社会システムを構築していくことを目指すものです。

このため、住民に最も身近な市町村に行政の権限をできるだけ移し、自己決定・自己責任の原則に基づき行政運営を行っていくことが求められています。

それには、各自治体が十分な政策立案能力を備え、高度な専門性をもった行政職員の確保をすることが必要不可欠です。自立的に事務処理を完結するために必要な職員規模を有する自治体になることが必要となってきます。

(2) 少子高齢社会

今日、わが国では少子高齢化が急速に進行し、国立社会保障・人口問題研究所が平成 14 年 1 月に発表した推計（中位推計）によると、日本の総人口は 2006 年にピークに達した後、人口減少過程に入ることが予測されています。

全国的には、出生数が昭和 48（1973）年の 209 万人から減少する一方で、高齢者は、平成 25（2013）年には 3,000 万人を超えることが予想されています。高齢者が全人口に占める割合（高齢化率）も平成 26（2014）年には 25% 台に達し、人口の 4 人に 1 人が 65 歳以上となることが予測されていますが、両町においては、これを上回るペースで高齢化が進行し、既に 3 人に 1 人は 65 歳以上という状況です。

少子高齢社会への対応として、教育施設の見直しや介護保険などの医療・保健福祉サービスの需要増加が見込まれます。また、人的・財政的な面での基盤整備や少子高齢社会に対応した社会システムの充実、安心して子供を産み育てられる社会環境の整備が求められています。

(3) 日常生活圏の拡大と広域的行政課題

現在の市町村は、昭和 28 年の町村合併促進法及び昭和 31 年の新市町村建設促進法によるいわゆる「昭和の大合併」によって形成されたものであり、主として中学校を運営できる規模として 8,000 人以上を目安に合併が推進された結果によるものです。

その後、マイカーの普及など交通・通信手段の発達により、住民の日常生活圏は拡大してきました。同時に近年においては、廃棄物処理、水資源の確保、介護保険など従来の市町村を越えて広域的に対応すべき行政課題もますます増加してきています。

住民の生活圏の広域化やこのような行政課題に対応していくことが求められます。

(4) 多様化・高度化する住民ニーズと市民社会の到来

これまでは住民も行政も「公共的サービスはすべて役所が提供するもの」と考えてきた面が否定できません。しかし、社会経済環境や人々の暮らしが変わり、環境問題や余暇や生涯学習など住民ニーズも多種多様な広がりを見せる中、すべてに行政が適切に対応することは難しいと言わざるを得ません。

また、人々の価値観が「経済的な豊かさ」から「自己実現による精神的な豊かさ」へシフトし、住民の側においても、「自分たちのまちは自分たちでつくる」、自らが「まちづくりの主体」、「自治の担い手」として活動しようという動きが強くなっています。

今後は、多様化・高度化する住民ニーズに対して、住民、市民活動団体、企業、行政が、それぞれの特性に応じて「誰がすればうまくいくのか」を考えながら協働していくことが求められます。そして、役割に応じた地域社会への貢献を通じて、真の豊かさを実感できる地域を実現していく必要があります。

(5) 財政改革

国・地方を合わせた長期債務残高はおよそ 700 兆円に達しており、非常に厳しい財政状況が続いています。財政健全化は国、地方ともに早急に対応すべき課題であり、そのため、より一層の経費の削減と効率的な財政運営が不可欠です。

こうした厳しい状況の中、国においては補助金の見直し、財源の委譲や地方交付税の見直しを進めており、合併により効率的な行財政運営の方法を模索しながら、社会基盤を整備し、行政サービス水準をできる限り維持・充実させていく必要があります。

3 合併の意義

合併後の新町の面積は県全体の 6.4%を占めていますが、人口はわずか 0.3%に過ぎず、しかも減少し続けている中、両町は合併後も人口が 1 万人以下となる小規模合併を選びました。小規模であるとはいえ、単独の行政体となることから、一地方自治体としての発言力を確保できるとともに、厚い人情や集落単位での互助の精神など、地域の特色や良さを保ち続けることが期待できます。

市部との広域的で大規模な合併を選んだ場合の効果として、一般的には専門的業務への職員配置や職員の専門性の向上等が期待できると思われます。しかし、その半面、周辺地域、人口減少地域は中心部に比べて取り残されるのではないかといった不安が住民の中から上がりますが、今回の合併ではその心配はありません。

新町は、歴史的な背景、地理的な条件、町民性や価値観などの基礎的な部分において、広域合併に見られるような大きな違いがなく、均質な地域と言えます。このため広域合併に比べ、町民全体の意思がまとまりやすく、行政に対する意思反映も容易なものと考えられ、住民と行政の距離感が引き続き近いものとなります。また、地域事情に精通した職員が照会等にも幅広く対応できるなど、町民にとって身近な行政運営を維持できることが、この合併による大きなメリットです。

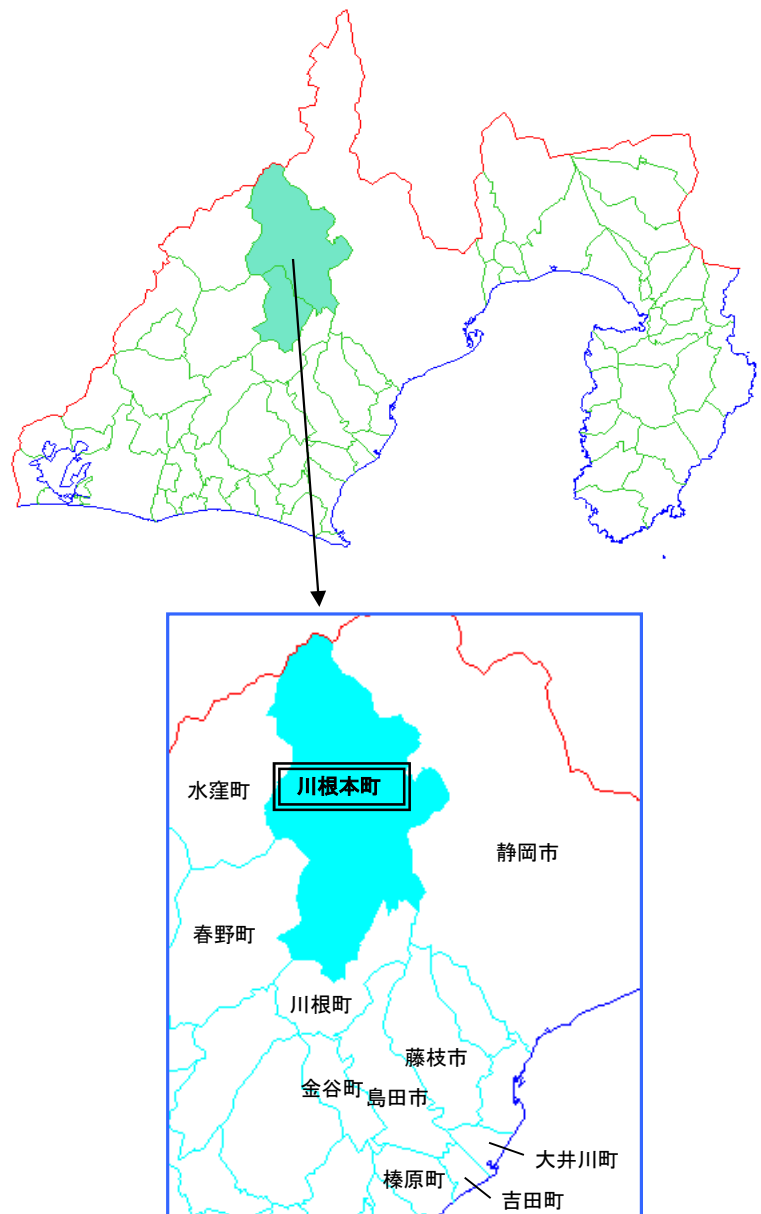
第2章 新町の概況

1 位置と地勢

新町は静岡県中央部にあり、大井川中流域に位置しています。

また、南アルプス国立公園の最南端に位置し、地形は変化と起伏に富んでおり、地域内の標高差は2,400m以上に及びます。光岳の南西側が本州唯一の原生自然環境保全地域に指定されているほか、大井川では学術的にも貴重な「嵌入蛇行（かんにゅうだこう）」の典型例が見られるなど、河川、溪谷、山岳が多彩で美しい景観を醸し出しています。

新町は県庁所在地である静岡市や水窪町、川根町、春野町に隣接しており、北側は長野県との県境となっています。大井川流域の核都市である島田市の中心部へは直線距離で約25kmとなっています。近隣地域では、新東名高速道路や静岡空港が整備されました。



2 気候

新町の年間平均気温は概ね 14℃前後で、比較的温暖な気候ですが、隣接する静岡市と比較すると、気温の年較差及び日較差が大きくなっています。

また、年間降水量は約 3,000mm で、降水量は多い地域です。

3 面積

新町は、東西約 23km、南北約 40km にわたり、面積は 496.72km² となり、県全体の面積の 6.4% を占めます。

町域の約 94% を森林が占めており、宅地、農地の面積割合は県計と比べて相対的に低く、特に宅地の比率は 1% にも届きません。

4 人口

平成 12 年の国勢調査によると、新町の人口は 9,785 人となっています。人口は減少し続けており、昭和 60 年国勢調査時に比べ、地域を支える 15 歳～64 歳の生産年齢人口は 32.9% も減少しました。

年齢階層別構成比では、年少人口（0～14 歳）が 12.4%、生産年齢人口（15 歳～64 歳）が 53.7%、老年人口（65 歳以上）が 33.9% となっています。老年人口が占める割合は年々増加し、県全体と比べても高齢化が非常に進んでいます。

世帯数は 3,188 世帯で、一世帯当たりの人員は 3.07 人となっています。

〈人口〉

（単位：人、％）

	人口実数				増加率		
	S60	H2	H7	H12	H2/S60	H7/H2	H12/H7
新町	11,902	11,126	10,687	9,785	▲ 6.5	▲ 4.0	▲ 8.4
県全体	3,574,692	3,670,840	3,737,689	3,767,393	0.3	0.3	0.3

資料：国勢調査（総務省統計局）

〈年齢区分別人口〉

（単位：人、％）

		年少人口	生産年齢人口	老年人口	従属人口指数	老年化指数	高齢化率
新町	S60	1,961	7,821	2,120	52.2	108.1	17.8
	H2	1,681	7,037	2,408	58.1	143.2	21.6
	H7	1,463	6,285	2,939	70.0	200.9	27.5
	H12	1,217	5,250	3,318	86.4	272.6	33.9
県全体	S60	795,418	2,411,753	367,136	48.2	46.2	10.3
	H2	694,558	2,530,257	444,899	45.0	64.1	12.1
	H7	619,445	2,564,385	553,530	45.7	89.4	14.8
	H12	568,986	2,532,256	665,574	48.8	117.0	17.7

資料：国勢調査（総務省統計局）

年少人口：0～14 歳人口、生産年齢人口：15～64 歳人口、老年人口：65 歳以上人口

従属人口指数：（年少人口＋老年人口）/生産年齢人口×100 指数が高いほど生産年齢人口の負担増

老年化指数＝老年人口/年少人口×100 100 を超えると年少者より高齢者が多いことを示す

<世帯数>

	H7			H12		
	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯人員 (人)	世帯数 (世帯)	人口 (人)	1世帯人員 (人)
新町	3,421	10,687	3.12	3,188	9,785	3.07
県全体	1,202,533	3,737,689	3.11	1,278,668	3,767,393	2.95

資料：国勢調査（総務省統計局）

5 産業

新町の産業別就業人口の構成は、県全体と比較して第1次産業の占める割合が高いことが大きな特徴です。この地域は、全国的に知られている銘茶「川根茶」の産地であり、お茶に代表される農業が産業の中心となっています。60歳以上の農業従事者の割合が、県全体を上回り、農業従事者の高齢化が顕著になっています。

また、この地域には、本州唯一の原生自然環境保全地域である大井川源流部やブナの原生林などの美しい自然に加え、寸又峡等の温泉、SLや日本唯一のアプト式鉄道など様々な観光資源があります。さらに新町は、自然環境の保全と活用、観光レクリエーションの振興を図る奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想の対象地域にもなっており、観光は重要な産業の一つとなっています。

第3章 主要指標の見通し

1 人口

<コーホート変化率法による新町将来人口推計>

平成12(2000)年に2町で9,785人だった人口は、令和7(2025)年には6,323人まで減少することが予想されます。

また、0～14歳の年少人口と15～64歳の生産年齢人口の割合は減少し、65歳以上の高齢者人口の割合が増加していきます。

【将来人口の推計結果と年齢区分別人口構成比】

(単位：人、%)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
総数	9,785	8,988	8,074	7,192	6,971	6,323
0-14歳	12.4	10.1	8.6	7.4	7.1	6.9
15-64歳	53.7	50.8	49.2	46.4	45.3	43.8
65歳以上	33.9	39.1	42.2	46.2	47.6	49.3
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

2 世帯数

<昭和50(1975)年から平成27(2015)年のデータに基づく1世帯当たり人員の時系列分析による将来世帯数推計>

世帯数は、平成12(2000)年に3,188世帯であったものが、令和7(2025)年には2,737世帯まで減少することが予想されます。また、1世帯当たり人員については3.07人が2.31人に減少し、世帯の小規模化の進行が予想されます。

【将来の世帯数と1世帯当たり人員の推移】

(単位：人、世帯)

	2000年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年
総人口	9,785	8,988	8,074	7,192	6,971	6,323
世帯数	3,188	3,057	2,986	2,883	2,822	2,737
1世帯当たり人員	3.07	2.94	2.70	2.49	2.47	2.31

第4章 新町建設の基本方針

1 新町まちづくりの基本理念

新町においては、すべての町民が一丸となって、積極的にまちづくりを進めていく必要があります。時代の潮流や両町が抱える課題、国・県等の上位計画や両町の総合計画などから、新町のまちづくりの根幹となる**基本理念**を次の5つに設定します。これらの基本理念によるまちづくりには、各分野における**ひとづくり**が何より重要です。

基本理念1 安心・快適

保健・医療・福祉の充実と人々の支えあいにより、安心して生活できるとともに、災害に強く、犯罪や交通事故のない、誰もが暮らしやすい快適な地域社会の構築をめざします。

基本理念2 交流・活気

静岡空港や新東名など広域的な交通ネットワークの整備、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」の推進等を好機として、海外をも視野に入れた内外の人々との交流や、観光と農林業など産業間の連携等を通じて地域の活性化を図り、活気あふれる地域づくりをめざします。

基本理念3 個性・創造

全国的なブランド力を持つ緑茶、本州唯一の原生自然環境保全地域、SL、アプト式鉄道、温泉など、この地域にしかない資源や全国に誇れる資源を大切にするとともに、これらのネットワーク化を図ります。

また、元気な高齢者が活躍できるシステムの整備や少人数の良さを生かした教育などを進め、個性的で創造的なまちづくり、ひとづくりをめざします。

基本理念4 共生・調和

人々の心に「ゆとり」や「癒し」を感じさせる美しい山々やいで湯、また水源を涵養し、洪水を防ぐなど国土保全の点からも重要な役割を果たす豊かな森林等の自然を大切にし、自然と人が共生・調和したまちづくりをめざします。

基本理念5 自主・協働

行政が情報のネットワーク化や情報提供等を進める一方、地域の住民は行政・企業・市民活動団体などと積極的に協力しあい、自らが主体的にまちづくりに参加するまちをめざします。

2 新町の将来像

基本理念を踏まえ、新町がめざすべき目標であるまちの「将来像」を次のように設定します。

水と森の番人が創る癒しの里 川根本町

～豊かな自然、お茶と温泉に彩られた、だれもが安心して暮らせるふるさと～

- 「水と森の番人」とは、新町の財産である大井川の清流、美しい山々や森林などを、これからも守り続けていくことを意味します。このことは、新町のみならず、大井川下流域など他地域の人々の生活をも支えていくこととなります。
- こうした**豊かな自然**に加え、新町の特徴である**お茶と温泉**を今まで以上に活用することにより、この地域に住む人、訪れる人**だれもが**、快適で**安心**して過ごすことができる**癒しの里**を創ります。
- そして、**だれもが**自分の**ふるさと**として住み続けたいと思うまちづくりをめざします。

美しい自然と豊富な資源に恵まれた新町は、これまで自然と共生することで豊かな恵みを得てきました。今後もこの自然を守り、育むとともに、環境負荷の少ない方法でその活用を図り、地域を担う未来の子供たちにつないでいきます。

自然や温泉、そして地域の人々のあたたかな心は、この地域を訪れる人にとって何よりの魅力であり、癒されることができます。また、地域の人々が協力し、支えあい、笑顔あふれる元気な新町の姿は訪れる人にとっても元気の源になるはずです。

これらの資源を生かし、地域内外との交流の促進を図るとともに、住む人・訪れる人双方にとって魅力を感じられる新町をめざします。

3 新町建設計画の基本方針

新町の将来像を実現するため、新町で取り組むべきこと（施策）の方向性を次のように整理します。

（健康・福祉分野）

ぬくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり

本格的な少子高齢社会を迎える中、町民同士が協力し、支えあいながら、安心して子どもを産み育てることができるとともに、だれもが生きがいを持ち、心身ともに健やかにいきいきと暮らせる地域社会をめざします。

また、保健・医療・福祉の連携を強化し、健康づくりや介護予防施策を推し進めると同時に、各種福祉サービスの提供や生きがいづくりなどにより、豊かな人生を送ることができるまちをめざします。

（生活環境・基盤整備分野）

ゆとりと安全 便利で暮らしやすいふるさとづくり

豊かで美しい自然環境に配慮した秩序ある土地利用を図り、日常生活や産業活動を支えるまちの基盤整備を進めます。

また、道路・公共交通や情報通信基盤の整備・充実などにより生活の利便性を高めるとともに、簡易水道や生活排水処理施設など、うるおいのある快適な生活を支える生活環境の整備に努めます。

さらに、地震、風水害、火災などから生命と財産を守る防災対策の推進と消防・救急体制や地域ぐるみの防犯活動を推進する体制の整備・充実に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

（産業・経済・労働分野）

お茶と温泉 人が行き交いにぎわいのあるふるさとづくり

生産基盤の整備等による従来型の農林業や観光業等の強化に加え、静岡空港や新東名など広域的な高速交通網の整備、「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」の推進等を背景とした農林業・商工業と観光業との連携、観光ポイントを広域的に結んだルート開発など「ネットワーク型」の産業振興を推進します。これらにより、経営の安定・拡大を通じて、雇用の維持・促進と後継者の確保を図り、多くの人々が交流する活気と魅力あるまちをめざします。

(自然・環境分野)

緑と清流 自然に癒されるふるさとづくり

光岳南西側の大井川源流部原生自然環境保全地域（本州唯一の原生自然環境保全地域）、山犬段周辺のブナの原生林に代表される豊かな森林、大井川の清流などの貴重で豊かな自然環境を守ると同時に、環境負荷を抑えた秩序ある活用を図ります。人と自然が共生し、この地域を訪れる人が癒され、住む人々も心地よいまちをめざします。

(教育・歴史・文化分野)

伝統と未来 心豊かな人を育む千年のふるさとづくり

学校と家庭及び地域が一体となり、少人数のよさなど地域の特色を活かした個性ある教育を推進して創造性を育むとともに、互いに助け合い、協力し合う人間性豊かな人づくりを進めていきます。

また、年齢や職業を超えたあらゆる人が、スポーツ・レクリエーションを楽しむとともに、心豊かな人生を送ることのできるよう生涯学習の充実を図ります。

さらに、先人が築いてきた歴史・文化・伝統芸能などを大切にしながら、将来にわたって豊かな文化を築いていけるまちをめざします。

(住民参加・行政運営分野)

ひと（町民）とまち（行政） みんなが主役のふるさとづくり

新しいまちづくりの主役は町民であることを基本に、集落単位の活動をはじめとするコミュニティ活動などを積極的に支援するとともに、行政や各種団体なども適切に協力し合いながら新町を創っていく「町民と行政の協働によるまち」をめざします。

このため、行政は情報の積極的な提供に努め、だれもがまちづくりに参加しやすい仕組みの構築を進めるとともに効率的で効果的な行財政運営に取り組みます。

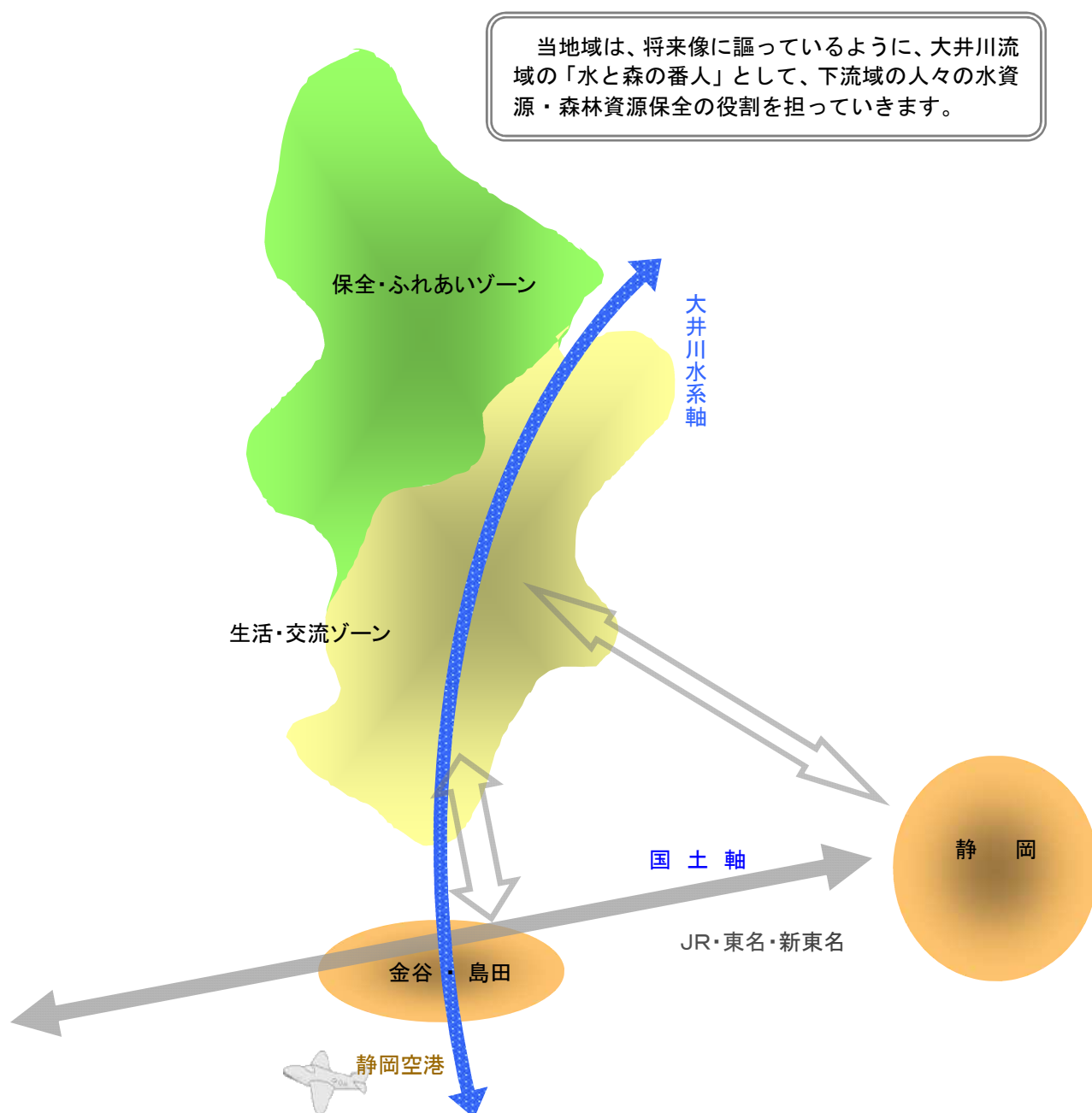
4 地域別基本方針

(1) 保全・ふれあいゾーン

本州唯一の原生自然環境保全地域である大井川源流部やブナの原生林など豊かな資源を有することから、自然環境の保全を前提として、環境への負荷を最小限に抑えながら、大自然の魅力にふれあうことができる地域です。

(2) 生活・交流ゾーン

「川根茶」に代表される農業や、SL やアプト式鉄道、温泉等を中心とした観光業などの産業の場であり、住民が安心して快適な日常生活を営みながら、活発に交流を図っていく地域です。



第5章 新町の主要施策

1 施策の体系

1 めくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり

- 生涯にわたる健康づくりと医療の充実を進めます
- すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます
- 次代を担う子どもを安心して産み育てられる環境整備を進めます
- 住民同士が支えあうシステムを育成・支援します
- 「男女共同参画社会」の実現をめざします

2 ゆとりと安全 便利でくらしやすいふるさとづくり

- 「まちの基盤」の整備を図ります
- 快適に暮らせる生活環境の整備を図ります
- 安全で安心して生活できるまちをつくります

3 お茶と温泉 人が行き交いにぎわいのあるふるさとづくり

- 消費者と結びついた農林業の振興を図ります
- やる気のある商工業者を支援します
- 総合産業である観光業の活性化を図るため、農林業等との連携や広域的なルート開発等を支援します

4 緑と清流 自然に癒されるふるさとづくり

- 豊かな自然の保全を図ります
- 景観に配慮した美しいまちづくり・川づくりを進めます
- 環境負荷を抑えた秩序ある自然の利用を図ります

5 伝統と未来 心豊かな人を育む千年のふるさとづくり

- 地域の未来を担うひとづくりを進めます
- 一人一人の個性が輝く生涯学習社会をつくります
- だれもが生涯スポーツを楽しめるまちをつくります
- 歴史・伝統芸能などを保護・継承するとともに新たな文化を創造します

6 ひと（町民）とまち（行政） みんなが主役のふるさとづくり

- 町民と行政等の連携・協力のもとでまちづくりを進めます
- 地域づくり活動を支援し、町民がまちづくりに参加しやすい体制をつくります
- 町民に開かれた行政を進めます
- 効率の高い行政運営を進めます

2 まちづくり事業

施策の分野別に定めた6つの基本方針と、それに基づいて新町において取り組んでいく主な事業を次のように整理します。

(1) めくもりとふれあい だれもが健やかに暮らせるふるさとづくり（健康・福祉分野）

ア 生涯にわたる健康づくりと医療の充実を進めます

- ・ 町民自らが、健康の増進と疾病・介護予防を図ることができるよう、「自然」「お茶」「温泉」などの地域資源を活用するとともに、正しい知識の普及や意識啓発を進めます。
- ・ 島田市民病院など広域における中核医療機関や地域の診療所、保健師等と協力しながら、病気の予防、治療、リハビリまでの総合的な保健・医療体制の充実をめざします。

イ すべての人にやさしい福祉のまちづくりを進めます

- ・ 高齢者や障害のある人に対する福祉施策の充実を図ります。特に、介護保険事業の円滑な運営を図り、介護サービス基盤を充実させます。
- ・ 高齢者や障害のある人を含むすべての人々が、地域で安心して住み続けることができるよう、ユニバーサルデザイン*を意識したまちづくりを推進します。

* ユニバーサルデザイン

年齢、性別や障害の有無などに関わりなく、すべての人が使いやすいまちづくりやものづくりをする考え方

ウ 次代を担う子どもを安心して産み育てられる環境整備を進めます

- ・ 子育てをサポートする体制の充実に取り組み、まちの将来を担う子どもたちを地域全体で育ていける体制づくりを図ります。
- ・ 家庭での子育てと仕事との両立を支援する様々な保育サービスを提供します。

エ 住民同士が支えあうシステムを育成・支援します

- ・ 集落内、住民相互間で支え合い、助けあえる地域社会をつくるため、コミュニティ活動の活性化や、地域の福祉団体等を育成・支援します。

オ 「男女共同参画社会」の実現をめざします

- ・ 男女が良きパートナーとして、また対等な立場で、家庭、地域社会、就業、教育等様々な場面で、個性と能力を発揮し、ともに責任を分かち合える社会の実現をめざします。

【新町が実施する主要事業】

事業名	事業概要
○健康づくり・保健予防事業の推進	<p>地域の豊かな自然を生かした健康づくりやお茶などの地場産品を活用した食生活改善などの情報を提供し、住民の健康づくりを支援する。</p> <p>また、脳卒中、がんに代表される生活習慣病の早期発見や健康管理のための健診事業を充実させ、地域の診療所等とも連携して町民の健康寿命の延長を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康増進・食生活改善に関する意識啓発 ・住民健康管理システムの導入 ・各種検診事業の実施
○介護保険・介護予防事業の推進	<p>心身の機能が低下している高齢者等の自立支援や閉じこもり防止のため介護予防を推進するとともに、在宅サービスを中心としたきめの細かい介護保険サービスの提供を促進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護支援センターの機能強化 ・福祉タクシー事業の実施 ・介護予防筋力トレーニング事業の実施及び指導員の養成 ・民間介護サービス事業者の事業参入の促進
○公共施設等のユニバーサルデザイン化	<p>高齢者や障害のある人などすべての人が、不自由なく安全・快適に暮らすことができる生活環境づくりを進めるため、道路や公共施設等におけるユニバーサルデザイン化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本川根振興センター（仮称）のユニバーサルデザイン化 ・ユニバーサルデザインに配慮した公共施設の整備・改修
○子育て環境の充実	<p>妊娠、出産、発育等の子育てに関する総合的な相談体制を充実させるとともに、保育需要の動向に対応した保育サービスの提供を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援事業の推進 ・公共ネットワークを活用した妊婦相談・育児相談等のサポート体制の確立 ・延長保育や乳幼児保育といった多様な保育需要に対応するサービスの実施 ・身近な公園の整備 ・乳幼児医療費助成の拡充
○男女共同参画社会の推進	<p>性別に関わりなく、その個性と能力を發揮することができる社会の実現を図るなど広報啓発活動を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進計画の策定

(2) ゆとりと安全 便利で暮らしやすいふるさとづくり（生活環境・基盤整備分野）

ア 「まちの基盤」の整備を図ります

- ・ 静岡空港や新東名などの高速交通網の整備が地域外との交流の増大と地域活性化に結び付けられるよう、国道 362 号をはじめとする幹線道路整備予算の継続的な確保を要請していきます。
- ・ 旧町間を結ぶ道路の整備を図り、地域内の交流の活発化を図ります。
- ・ 鉄道やバスといった公共交通機関が、より便利で利用しやすくなるよう民間事業者との連携を含め、そのあり方を検討していきます。
- ・ 携帯電話の不通地域の解消に向けて、関係機関に対する働きかけを行います。
- ・ 光ファイバー網をはじめとする高度情報通信基盤の整備を図り、インターネットを町民や行政が積極的に利活用できるような環境を整えます。

イ 快適に暮らせる生活環境の整備を図ります

- ・ 地域内への定住がしやすくなるよう、効率的な土地利用等による宅地確保や公共賃貸住宅の整備、空き家の利活用方策を検討します。
- ・ 身近な公園、簡易水道や生活排水処理施設等の整備に努め、居住環境、生活空間の質を高めます。
- ・ ゴミの減量化や不法投棄対策、リサイクルを進め、美しい生活環境の保持に努めます。
- ・ 斎場施設の老朽化に伴い、今後、新たな斎場の建設と施設運営の見直しを行う。

ウ 安全で安心して生活できるまちをつくります

- ・ 防災拠点や防災組織の整備、住宅や公共施設の耐震化、避難場所の確保等を進め南海トラフ地震等に対して万全の備えを進めます。
- ・ 消防・救急体制の充実、治山・治水等の推進を通じ、災害に強い安全なまちづくりを進めます。
- ・ 交通安全対策や地域ぐるみの自主的防犯活動を促進して、交通事故や犯罪のないまちづくりを進めます。
- ・ 悪質な商法等に対する苦情、相談に対応する窓口を充実させるなど、消費者保護に努め、消費生活知識の普及啓発に努めます。
- ・ 消防統合情報システム整備及び消防救急無線のデジタル化等を図り、広域的な消防・救急体制の構築を推進します。

【新町が実施する主要事業】

事業名	事業概要
○幹線道路網の整備などの交通体系の整備	<p>利便性や安全性の向上のほか、行楽シーズンにおける渋滞の解消や大雨等による通行規制に伴う住民生活、産業経済に及ぼす影響を緩和させるとともに、大規模災害を見据えた幹線道路の整備促進に向け、周辺市町とも連携して取り組む。</p> <p>また、幹線道路を繋ぐ生活道路の改善を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道362号、473号及び主要地方道川根寸又峽線等の幹線道路の整備促進（主要プロジェクト） ・狭隘箇所の歩道の整備促進
○情報通信基盤の整備	<p>情報過疎とまらないために、情報通信基盤の高度化を図るとともに携帯電話の不通話地区解消に向け関係機関に働きかけを行う。</p> <p>また、住民の利便性向上や多様化する行政需要に対応するため役場等の公共施設のネットワーク化を図り、電子自治体化を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域光ネットワークの整備（主要プロジェクト） ・携帯電話の通話エリアの拡大促進
○暮らしやすい居住環境の整備	<p>自然環境と調和した良好な住環境の整備によって定住化を促進するとともに、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者定住化促進住宅の整備 ・合併処理浄化槽の整備促進 ・身近な公園の整備（再掲） ・簡易水道整備計画による効果的な整備 ・斎場施設整備
○防災体制や防災機能の充実	<p>町全体の防災体制の向上を目指し、地域防災拠点としての本川根振興センター(仮称)の整備、効率的な情報伝達のための新防災システムの構築、交流人口にも配慮した総合防災計画の策定を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本川根振興センター(仮称)の整備（主要プロジェクト） ・新防災システムの構築（主要プロジェクト） ・新町防災計画の策定 ・防災ヘリポートの整備 ・一般住宅の耐震化の支援 ・消防救急広域化整備の促進

(3) お茶と温泉 人が行き交いにぎわいのあるふるさとづくり（産業・経済・労働分野）

ア 消費者と結びつけた農林業の振興を図ります

- ・ 消費者（市場）を意識し、第1次産業の高付加価値化と販路拡大をめざします。
- ・ 主要な生産物である「緑茶」のブランド力の維持・強化や特産品・名物料理の開発等を支援するとともに、地産地消* やスローフード* 運動、スローライフ* など社会の新たな流れを取り入れた農林業の振興をめざします。
- ・ 遊休茶園の賃貸や都市からの農業体験希望者の受け入れと斡旋など、意欲ある事業者等に対する行政のコーディネイト機能の強化を図ります。
- ・ 農林道の整備など、第1次産業を支える生産基盤の整備・充実と生産安定対策としての有害鳥獣対策を引き続き進めます。

* 地産地消

地域生産地域消費の略語。地域でつくられたものを地域で食べることにより健全な農林水産業を育て、良好な環境を保全する考え方。

* スローフード・スローライフ

イタリアで発祥した地域に根ざした食材や料理、質の良い素材を提供する生産者を守り、「食」の文化を大事にしようという運動がスローフード運動である。
スローライフとは、こうしたスローフードの考え方を生活全体に発展させた概念で、地域の自然、歴史、文化等を楽しみ、日々の生活をゆっくり心豊かに送ろうという考え方をいう。

イ やる気のある商工業者を支援します

- ・ 高度技術の修得や地域資源の活用を図る商工業者、環境保全の視点での公共事業や生活基盤整備などへの転換を図る建設者を支援します。
- ・ 商工会等を通じ、既存事業者の経営の安定と発展、雇用の維持・拡大をサポートするとともに、企業立地環境の整備や新産業の誘致に努めます。

ウ 総合産業である観光業の活性化を図るため、農林業等との連携や広域的なルート開発等を支援します

- ・ 長期的な視点からの観光業のあり方を検討し、農林業・商工業との連携（エコツーリズム*、グリーンツーリズム* など）やまちづくりの観点からの仕組みづくり、組織づくりを図ります
- ・ 民間事業者とも連携を取りながら、豊富な地域資源のネットワーク化や広域的なルート開発を通じた入込客の通年化・滞在化を図ります。

* エコツーリズム

自然環境を破壊することなく、その土地特有の自然・生活文化などの資源を持続させていくような旅行。地域への理解を深めるためのガイドや情報提供が存在することが望ましいとされている。

* グリーンツーリズム

都市に住んでいる人々などが、緑豊かな農山漁村に出かけて滞在し、その地域の自然、文化、産業等を体験したり、まつりやイベントに参加したりして、余暇を楽しむもの。国によって表現が異なり、ルーラルツーリズムなどと言われる場合もある。フランスでは、農産物や、農村景観、農産資源の活用に限定したツーリズムをアグリツーリズムと呼んでいる。

【新町が実施する主要事業】

事業名	事業概要
○地域産品の国内外への情報発信と新たな市場開拓	<p>各種マーケティング調査等を実施することにより、消費者のニーズ把握に努めるとともに、インターネット等を活用した地域産品の情報発信への取組みに対する支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケティング戦略の策定 ・海外市場テストマーケティング事業の実施
○川根茶ブランドの維持・強化	<p>生産基盤や経営基盤の強化と併せ、消費者ニーズに合致した栽培・製造技術向上のための研修会等の実施や、意欲ある担い手の育成と確保等に努め、日本一の銘茶「川根茶」産地としてより一層のブランド化、高収益化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本一安心して安全な銘茶産地宣言（仮称）」事業（主要プロジェクト） ・緑茶加工組織の再編と経営近代化 ・自園自製農家の経営基盤強化 ・JA との共催による栽培、製造技術研修会等の開催 ・農林業センターの機能充実 ・生産者から加工、販売業者まで一体となった積極的な産地情報発信
○地域商工業等の活性化推進	<p>商工会を中心に、行政と一体となり町内での消費拡大に努め、やる気のある事業者の育成支援や、地域のニーズに対応した商業や工業の振興を図る。</p>
○観光資源のネットワーク化と交流人口の増大推進	<p>観光スポットや貴重な地域資源のネットワーク化を推進するとともに、県内外の他地域との広域的連携により観光的魅力を向上させる。また、静岡空港を活用して海外からの観光交流客も含んだ集客力の増大を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想の推進 ・大井川鐵道や周辺地域に加え、県内外の他地域との連携強化 ・観光ビジョン作成と組織づくりの推進 ・エコツーリズム、グリーンツーリズム等の体験型観光の促進

(4) 緑と清流 自然に癒されるふるさとづくり (自然・環境分野)

ア 豊かな自然の保全を図ります

- ・ 水源の涵養や国土保全機能等を果たし、流域住民の生活の源である自然環境や水源としての地域を守り育てていく「水と森の番人」であることを誇りに思えるよう町民への意識の啓発・醸成を図ります。同時に下流域の市町や住民と連携し、森林資源の保護と循環利用の形成等に向けた取組みを進めます。
- ・ 大井川の堆積土砂の除去や適正な流量の確保について、関係機関に働きかけを行います。
- ・ 木質バイオマス* の利用等による新エネルギーの導入に向けた取組みを検討します。

* バイオマス

生物体を構成する有機物をエネルギー源等として利用すること。その生物体自身を指すこともある。

イ 景観に配慮した美しいまちづくり・川づくりを進めます

- ・ 茶畑等をはじめとして、この地域特有の美しい景観を保全・継承していきます。
- ・ 大井川本・支流等の水辺空間や身近な公園等を整備するとともに、花と緑があふれるまちづくりを進めるなど、心のやすらぎを感じられる美しいまち・美しい川をつくります。

ウ 環境負荷を抑えた秩序ある自然の利用を図ります

- ・ 「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」の趣旨を踏まえ、ただ単に守るだけでなく、環境への負荷を最小限に抑えた秩序ある自然の利活用を図ります。
- ・ 大井川や長島ダム湖面における観光レクリエーションやスポーツでの利活用を図ります。
- ・ 河川等を利活用した小水力発電施設を整備し、自然エネルギーの導入を推進します。

【新町が実施する主要事業】

事業名	事業概要
○「水と森の番人」への意識の啓発・醸成	<p>貴重な自然環境の保全に向けて町をあげて環境教育に取り組むとともに、下流域を始めとする他地域に向けての積極的な情報発信を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内外の小中学校の「総合的な学習の時間」における環境教育の積極的取り組み ・インターネット等を活用した積極的な情報発信
○未来への森づくりの推進	<p>貴重な森林資源を今後も守っていくための新たな仕組みづくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな県民負担制度の導入促進 ・森林ボランティア等による森林管理体制の推進 ・荒廃森林等の混交林への整備推進
○大井川水系の河川環境保全	<p>大井川水系の水量確保、水質保全と堆積土砂除去対策の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、電力会社等との協働による大井川水系の自然環境調査の実施と環境改善 ・河川環境保全活動に取り組む住民グループ等への支援
○木質バイオマスエネルギー開発実験の推進	<p>間伐材、流木等を利用した木質バイオマスエネルギーシステムの構築、導入を推進し、森林整備と原料供給業務による雇用の推進を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木質バイオマス利用新エネルギー事業の検討
○美しい景観形成の推進	<p>花と緑があふれ、心の安らぎを感じられる美しい町の景観形成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身近な公園（再掲）や河川整備に伴う水辺空間の整備 ・町民と協働による“川根本町花いっぱい運動”（仮称）の積極的な推進
○河川やダム湖面等の利活用の推進	<p>大井川や長島ダム湖面におけるカヌーやボート等の観光レクリエーションやスポーツでの利活用を図るため、環境への負荷を最小限に抑えた秩序ある自然の利活用を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想の推進（再掲） ・秩序ある水辺空間の利用形態を定めた「水辺の自由使用ガイドライン」（仮称）の策定 ・小水力発電施設の整備促進

(5) 伝統と未来 心豊かな人を育む千年のふるさとづくり（教育・歴史・文化分野）

ア 地域の未来を担うひとづくりを進めます

- ・ 新町の未来を担う子どもたちが、心身ともに健康で、人間性豊かな町民として成長できるよう、少人数教育や中高一貫教育の良さなどを生かしながら「魅力ある学校づくり」を進めます。
- ・ 農業・林業などの体験学習や、自然・歴史・文化・民俗芸能等の地域資源を活用した総合学習を通じ、郷土への誇りと愛着がもてるような教育を展開します。
- ・ 他都市の学校との交流、海外でのホームステイなど、子どもたちの視野を広める取り組みを実施します。
- ・ 持続可能な川根本町の子育て・教育のため、川根本町型義務教育学校* の開校を目指します。

イ 一人一人の個性が輝く生涯学習社会をつくります

- ・ 子どもから高齢者まで、意欲のある住民だれもが学ぶ機会が得られるよう、様々な生涯学習事業の展開や図書室機能の充実を図り、町民の能力や個性を伸ばします。

ウ だれもが生涯スポーツを楽しめるまちをつくります

- ・ 年齢や体力に応じて気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションの推進を図るため、スポーツ施設の充実や指導者の育成などに努めます。

エ 歴史・伝統芸能などを保護・継承するとともに新たな文化を創造します

- ・ 地域の歴史ある文化財や伝統芸能などを大切に護り、育てます。
- ・ 圏域内外との積極的な交流を図って、まちづくりに刺激を与え、新町の新たな文化の創造につなげます。

* 義務教育学校

学校教育制度の多様化、弾力化を推進するため、2016年度に学校教育法の改正により新設された学校で、小学校から中学校までの9年間を、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して実施することを目的とした学校をいう。

【新町が実施する主要事業】

事業名	事業概要
○地域の特徴を生かした学校教育	<p>郷土に対する誇りや広い視野を備えた人材を育成するために、各種の体験学習や外部との交流事業を積極的に採り入れる。また、小規模校のメリットを生かした特色ある学校教育を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの個性や学力等に応じたきめ細かい教育 ・恵まれた自然を教材にした「総合的な学習の時間」の実施 ・町内の学校間交流の推進による、合同学習・行事の実施 ・義務教育学校の整備
○生涯学習、生涯スポーツの振興	<p>生涯学習事業は、地域ごとの特長を生かし、町民のニーズに合わせた参加しやすいものとする。</p> <p>また、スポーツの振興のため、町内のバランスを考慮しながら施設の充実や改善を進めるとともに、高齢者も一緒に楽しめる軽スポーツの普及を図る。さらに、幅広い年齢の町民が地域ごとに様々なスポーツを楽しめるような環境づくりを推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の企画による生涯学習の実施 ・社会体育施設の整備 ・ニュースポーツの普及促進 ・総合型地域スポーツクラブ* の普及、育成
○図書室機能の充実	<p>公共施設にある一般向け図書室と学校図書室をネットワーク化し、有効に利活用できる体制を整え、施設ごとの役割分担を考慮した機能充実を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収蔵図書等のデータベース化、検索システムの確立

* 総合型地域スポーツクラブ

子どもからお年寄りまで幅広い年齢の人々が、様々な種目のスポーツを好みやレベルに応じて楽しむことができる団体。地域を基盤に住民により自主的に運営されるもので、地域社会のコミュニティづくりに結びつくことも期待される。

(6) ひと（町民）とまち（行政） みんなが主役のふるさとづくり（住民参加・行政運営分野）

ア 町民と行政等の連携・協力のもとでまちづくりを進めます

- ・ 町民・各種団体・企業等の多様な活動主体が、様々な分野でまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、これらの活動主体と行政が、その役割と責任を明確化し、相互の信頼に基づく協力関係をつくり、連携・協力してまちづくりに取り組める体制をつくれます。

イ 地域づくり活動を支援し、町民がまちづくりに参加しやすい体制をつくれます

- ・ 町民が主体となったコミュニティ活動や地域づくり活動を積極的に支援し、それぞれが活動しやすい仕組みや環境を整備するとともに、団体間の交流と連携を促進します。
- ・ 福祉や環境、子育て、教育など様々な課題に取り組むボランティア団体等を積極的に育成・支援し、地域社会を支える基盤を整備します。
- ・ 豊富な知恵と経験をもつ高齢者や障害者が、いきがいをもち、積極的に社会参加できるような環境を整備します。

ウ 町民に開かれた行政を進めます

- ・ 町民の意見や創意がまちづくりに活かされるように、町民と行政の情報のコミュニケーションを促進し、情報の積極的な提供と共有化に取り組みます。
- ・ 多くの町民が、町政に関心を持ち、町民としての責任が果たせるように、町政に参加できる機会や仕組みづくりを充実します。

エ 効率の高い行政運営を進めます

- ・ 合併を機に積極的な行政改革を進め、最小の経費で最大の効果をあげることができるよう、生産性の高い行政運営を目指します。
- ・ 新公共経営*（ニュー・パブリック・マネジメント）の発想に立ち、あらゆる行政分野の業務内容を見直すとともに、情報通信技術の活用により役場以外でも多くの窓口サービスを受けられるシステムの導入などを進めます。

* 新公共経営（New Public Management）

公共部門においても、企業経営的な手法を導入し、効率的で質の高い行政サービスの提供をめざす革新的な行政運営（行政経営）の考え方。

- ① 顧客主義（住民が顧客）
- ② 業績や成果による統制（数値目標の設定と行政評価）
- ③ ヒエラルキーの簡素化（組織のフラット化など）
- ④ 市場メカニズムの活用（民営化、エージェンシー、PFI等）などの特徴をもっている。

【新町が実施する主要事業】

事業名	事業概要
○まちづくり活動の支援	<p>地域の活性化やまちづくりに取り組む町民の活動をサポートするとともに、自治会やボランティア団体等各種団体活動の輪の拡大を手助けする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「水と森の番人マイスター（仮称）認定制度」の創設（主要プロジェクト） ・まちづくりに取り組む団体（NPO等）や地域住民自らが行う、まちづくり活動に対する支援 ・ボランティア団体、まちづくりの団体等のNPO法人化への推進
○住民参加のしくみづくり	<p>施策の推進にあたり、町民が行政に関心を持ち、積極的にまちづくりに参加できるように、その計画段階から広く情報提供し、幅広く住民の意見を取り入れる仕組みを導入していく。</p> <p>また、できるだけ多くの町民に様々な分野で共にまちづくりに取り組むことのできる仕組みの導入も検討する。</p> <p>さらに、各分野で高い知識や技能を備えた人々を、人材バンク化し広く活躍してもらえる体制づくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域光ネットワーク等による住民提言システムの推進 ・「マイスターバンク（仮称）」の設置
○行財政改革の推進	<p>合併による合理化効果を高めていくため、計画的な人事管理や組織の合理化の過程に合わせ、変化していく行政需要に対応した機構改革を進める。</p> <p>また、新公共経営の推進として、長期的な視点から必要に応じ業務の外部委託等を進めるほか、町民の視点で施策の必要度や満足度について評価してもらい、その結果を反映させていくシステムの導入も検討する。</p> <p>さらに、地域光ネットワークを生かし、効率性、利便性の高い住民サービスを実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革大綱の策定、推進 ・役場職員の定員適正化計画の策定、推進 ・住民参加型行政評価システムの検討

3 主要プロジェクト

新町における「まちづくり事業」の中で、合併を機に整備を進める事業や重点的に推進していく事業を「主要プロジェクト」として次のように設定します。

◎ 主要プロジェクトー 1

ひとづくり・住民活動支援体制の充実

プロジェクト名	「水と森の番人マイスター（仮称）認定制度」の創設
目的	まちづくりを進める上では、ひとづくりが何より重要であることから、地域に住む様々な分野で卓越した技能と経験を持つ人々を「水と森の番人マイスター（仮称）」として認定する制度を創設し、マイスターに認定された方が、各分野におけるリーダーとして、まちづくりに積極的に活用されるシステムを確立する。
概要	<p>町が、様々な分野で卓越した技能と知識を持ち、リーダーとして広く認知されている人々を「水と森の番人マイスター（仮称）」として認定し、認定証を授与するとともに「マイスターバンク（仮称）」に登録する。</p> <p>マイスターは、町の内外を問わず、その技能や知識を広めるよう、その分野でのリーダーとして、行政と一体となり活動する。</p> <p>教育機関、地域などがマイスターの派遣を希望する場合は、町が窓口になり派遣する。</p> <p>マイスターが個々の能力、知識等をさらに研鑽する場合は、本人の申請によりその研修等に要する費用を町が助成する。</p> <p>さらに、マイスターに続くリーダーを養成するため、「水と森の番人マイスター入門講座（仮称）」を開催する。</p> <p>※：マイスターの活用事例のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 町内外の小中学校の「総合的な学習の時間」の講師・ 町民を対象とした「生涯学習」の講師・ 奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想のインタープリター*、ガイド等

* インタープリター

単なる観光ガイドではなく、自然と人間の間立って自然を解説する人。言い換えればその地域の自然の大切さや意味を訪問者に通訳（interpretation:インタープリテーション）するガイドを指す。

このインタープリテーションを受けることにより、訪問者はその地域の自然に対する理解や愛着を深めることができる。

◎ 主要プロジェクトー2

新町と周辺地域との交流促進に向けた主要幹線道路の整備

プロジェクト名	新町と周辺地域との交流促進に向けた主要幹線道路の整備
目的	<p>新町における国道及び県道等の主要幹線道路の整備により、新町の一体化を促進するとともに、旧町間の円滑な往来を実現する。</p> <p>また、新町の観光拠点を広域的に結んだ新たなルート開発等に向けた取り組みの実現を図り、周辺地域との交流人口の増加を図る。</p>
概要	<p>国道 362 号・473 号をはじめとする道路整備の促進を図る。なお、合併の効果を早期に発揮するための、旧町間を結ぶ路線や、周辺地域との交流促進に欠かせない、新町と静岡、島田、金谷方面を結ぶ路線、ボトルネックとなっている箇所をバイパス化する等により、重点的に整備していく。また、幹線となる国道等の整備について強力に要望していく。</p>

※：このプロジェクトで取り上げている事業は、県事業です。

◎ 主要プロジェクトー3

地域防災・地域振興拠点「本川根振興センター（仮称）」の整備及び新防災システムの構築

プロジェクト名	「本川根振興センター（仮称）」の整備及び新防災システムの構築
目的	<p>広大な面積を有する新町の防災機能の向上を図るとともに、北部地域（旧本川根地域）における、地域振興、まちづくり活動の拠点整備を図る。</p> <p>また、新町における防災システムの一元化を図り、地域住民に対して各種災害に関する効率的な情報伝達基盤の整備を図る。</p>
概要	<p>現在の本川根庁舎の位置に、地域防災上の拠点機能を備えた施設として本川根振興センター（仮称）を建設する。</p> <p>防災対策上の拠点機能のほか、災害時の避難施設としての機能や、北部地域（旧本川根地域）における地域振興、まちづくりの拠点としての機能を備えた整備を行う。</p> <p>また、新町として一体の新防災システムの構築として、防災行政無線の一元化やデジタル化に取り組む。</p>

◎ 主要プロジェクトー 4

「川根茶ブランド」の維持・強化

プロジェクト名	川根本町「日本一安心で安全な銘茶産地宣言」プロジェクト
目的	川根本町が、『日本一』クリーンで安心・安全な銘茶産地としての評価を高め、県内外の他産地との差別化を図る。
概要	<p>地域の生産者から加工、流通業者が一体となって茶園管理から荒茶工場、仕上げ工場、更には店頭に至るまでの一連の管理システムである「川根茶クリーンチェーン（仮称）」を確立するため、誰にでも利用しやすいトレーサビリティシステム* の導入促進や、製造、加工段階における異物混入防止対策、表示の徹底等による衛生管理意識の向上を図る。</p> <p>また、「川根茶クリーンチェーン（仮称）」の核施設として、ミニ HACCP* に対応し、消費者への情報発信拠点機能を備えた施設の整備を促進する。</p>

* トレーサビリティシステム

トレーサビリティの確立を図るために、農産物の生産・販売にかかる情報を、パソコンネットワーク等を利用し、一元的に管理及び情報処理するシステム。

※トレーサビリティ：

生産・販売履歴の追跡可能性を言う。

農産物の生産に関する様々な情報を開示し、販売店や消費者がそれらの情報を遡ってたどって行くことができる。消費者側から「生産者の顔が見える」仕組みとして注目されている。

* ミニ HACCP

静岡県独自の制度。HACCP の考え方に基づく食品衛生管理制度を総合衛生管理製造過程対象業種以外の業種にも導入することにより、地域における食品衛生の向上を図ることを目的に制定。

茶製造は、総合衛生管理製造過程対象業種以外に分類される。

※HACCP：1960年代に米国で宇宙食の安全性を確保するために開発された食品の品質管理の手法。食品の製造工程全般を通じて危害の発生原因を分析し、重要管理事項を定め、より一層の安全確保を図る科学的管理法。

主要プロジェクトー 5

高度情報通信基盤の整備・充実

プロジェクト名	地域光ネットワークの整備
目的	民間業者から提供されるサービス水準では立ち遅れが否めない情報通信基盤を補完するだけに留まらず、電子自治体化の推進や保健・福祉、防災面等の行政サービスの向上、また双方向性を活用した町内外との交流の活発化や、近い将来に想定される地上波デジタル放送の受信体制の構築を図る。
概要	<p>役場庁舎を始め、町内の公共施設等を光ファイバー網で結び、また各家庭もこれに接続できる環境を整備する。これにより、町内すべての地区で、高速インターネットが利用可能となり、さらに IP 電話* 導入による新町内の電話の無料化も可能となる。</p> <p>また各種情報の送受信体制が確立することから、在宅健康管理、公共施設の予約、議会中継、防災情報等のサービスの提供により、安心・安全、快適・便利な住民生活を実現する。</p>

* IP 電話

インターネットを利用した電話。

電話回線を利用しないことで、通話料を格安にしたり、無料化したりすることができる。

第6章 新町における県事業の推進

新町のまちづくりにおいては、町の実施する事業だけでなく、静岡県が推進する施策も大変重要となります。

とくに、日常生活や産業活動の基盤となり、また観光交流人口の拡大等にも寄与する国道・県道等の幹線道路の整備は、急峻な地形であることなどにもより不十分であるため、町民の強い要望があります。中でも、国道362号における町境の狭隘部を解消する青部バイパス、静岡市へのアクセスを改善する富士城バイパスは、ともに一日も早い完成が待たれています。

また、現在の中川根町内では、事故が頻発している水川地区や地元の買い物客と通過車両とが混在している高郷地区の早期整備が、そして現在の本川根町内では、寸又峡方面へのアクセス道路の改善や危険にさらされている歩行者のための歩道設置等が強く望まれています。

そのほか、農林業の基盤整備や豊かな自然環境の維持、活用等についても、県の施策の推進と協調してまちづくりを推進します。

1 静岡県に要望する事業

(1) 交通体系の整備

新町域と周辺地域を結び、また新町域内を結ぶ基幹道路として下記に掲げた各路線には、狭隘部や安全性に問題のある箇所があるため、災害時等の道路の寸断などが生じないことを第一に、人や物の地域内外との活発な交流の促進に向け、その拡幅、整備が待たれています。

また、将来の新たな国土軸として大井川下流域で進められている静岡空港や新東名高速道路の整備を交流人口の拡大等に繋げるなど、今後の地域の活性化に生かしていく意味からも、これらの整備は重要です。

さらに、公共交通機関として地域住民だけでなく観光客の足として重要な大井川鐵道を、今後も安心して利用できるよう対策を講じていくことも必要です。

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
基幹道路の整備、改良	新町の一体性の強化、通行者(車、人)の安全確保等のため、主要交通網の整備、改良を行う。	国道362号
		国道473号
		(主)川根寸又峡線
		(一)春野下泉停車場線
		町道上長尾田野口線中徳橋 (県道への昇格及び架け替え)
公共交通機関の確保	鉄道近代化事業により大井川鐵道の安全な運行を今後も継続して確保する。	大井川鐵道の再生

(2) 充実した防災対策の推進

町民が安心して暮らせるまちづくりの一環として、水害防止のための治水事業のほか、傾斜地付近に住宅の多い当地域では、予想される南海トラフ地震に備え、治山事業や土砂災害対策が必要です。

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
充実した防災対策の推進	治水対策のための河川整備及び土砂災害対策等を推進する。	河川（護岸）整備 ・大井川（中川根町下長尾） ・大井川（中川根町徳山・水川等）
		急傾斜地崩壊対策事業 ・久野脇三ツ間（中川根町） ・藤川照尾（中川根町） ・水川西（中川根町）
		治山事業

(3) 農林業の支援

全国にその名を知られる「川根茶」の産地としての地位を今後もさらに発展させていくため、生産基盤の整備を含め地域全般の活性化と振興を図る必要があります。

また、下流域を含めた地域全体の国土保全の役割を担う地域として、持続可能な森林整備システムを構築していく必要があります。

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
豊かな産物を供給する農林水産業の支援	農林産物の安定供給の基礎となる生産基盤の充実、生産性の向上を図る条件整備を推進する。	中山間地域総合整備事業 ・中川根中北部地区
		山村振興事業 ・茶加工場の再編整備（中川根町）
		林道の開設、整備 ・林道落井線（本川根町）
持続可能な森林整備システムの構築	「ふじのくに森林・林業再生プロジェクト」の推進による森林・林業の活性化に係る事業及び、荒廃森林の再生のための県民負担制度を活用し、それを財源とした間伐や人工林の混交林化等の事業を実施する。	

2 静岡県が実施を予定する事業

下表のとおり、道路交通体系の整備を始めとし、防災対策、豊かな自然との共生、農林業の支援を進めていく事業等の実施が予定されています。

分野・施策	主要事業概要	地区名・路線名等
道路交通基盤の整備	新町内外との交流促進、通行者の安全確保のため、道路網の整備を行う。	国道 362 号
		(主)川根寸又峽線
		(2)野志本下村線 (過疎代行事業)
防災対策の推進	治水対策のための主要河川の整備及び土砂災害対策等を推進する。	河川(護岸)整備 ・大井川(中川根町藤川) ・川根長尾川 ・大井川(中川根町徳山・水川等) 急傾斜地崩壊対策事業 ・上長尾梅島下(中川根町) ・上長尾今市場(中川根町) ・谷畑(本川根町) ・水川橋向(中川根町) ・水川中村(中川根町)
生活基盤の整備	水源地の森林整備により、清浄な飲料水を安定確保する。	榛原川水源地域整備事業
自然との共生の推進	豊かな水辺空間を復元し、再生する。	大井川河床堆積土砂の排除
	豊かな自然を保護しながら適正な利用を図る。	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想の推進
豊かな産物を供給する農林業の支援	農林産物の安定供給の基礎となる生産基盤の充実、生産性の向上を図る条件整備を推進する。	中山間地域総合整備事業 ・中川根南部地区 ・奥大井地区(本川根町)
		森林居住環境整備事業 地方創生道整備推進交付金 森林環境保全整備事業 農山漁村地域整備交付金 ・林道藤川線(中川根町) ・林道智者山線(本川根町) ・林道本城下泉線 経営体育成樹園地再編整備基盤整備事業(機構関連型) ・下泉原地区 ・地名地区

第7章 公共的施設の適正配置と整備

教育、福祉、文化、スポーツ等の各種公共施設は、既存施設を有効に利活用することを旨としますが、合併後の整備については、住民の利便性や地域バランスを第一に、地域特性や現在に至る経緯等にも十分配慮した上、住民生活への急激な変化をもたらさないよう、その必要性について住民の理解を得た上で進めていくものとします。

なお、新町の庁舎に関しては、既存施設の有効活用の観点から現中川根町庁舎を活用するものとし、合併に伴い総合支所となる旧本川根町庁舎については、新町における行政サービスの提供や地域防災、地域振興の拠点として、合併後速やかに建て替えるものとし、これに合わせ、新町の行政組織についても合併効果を発揮できるようスリム化を図っていきます。

第8章 財政計画

1 財政計画の基本的考え方

新町の財政計画については、平成17年度から令和7年度までの財政状況を、現行制度に基づいた上で、過去の実績や人口動態の見込みなどを勘案し、歳入・歳出の項目ごとに推計し、普通会計ベースで作成したものです。

積算に当たっては、歳入面では地方税等の自主財源の他、地方交付税や補助金・交付金等は過大になることのないよう見積もる一方、歳出面では、想定される合併効果（人件費の削減など）を加味し、この新町建設計画に掲載している主要施策、主要事業を計画的に進捗させていくことを前提としています。

なお、今後も行財政改革大綱に基づき、行政組織の見直しや財政改革等の更なる積極的な取り組みにより、行政効率の向上を図ります。

(1) 歳入

①地方税（譲与税・交付金を含む）

地方税などについては、現況や過去の実績の推移、人口動態の見込みなどを踏まえ、現行の制度を基本として推計しました。

②地方交付税

普通交付税については、合併に関する算定の特例（合併算定替）が令和2年度に終了することを踏まえた上で、同年に実施される国勢調査による人口減少の影響や合併特例債に係る交付税措置分などを見込んでいます。

特別交付税については、過去の実績を基に同額推移を見込みました。

③国庫・県支出金

現況及び過去の実績の推移や歳出との連動を考慮して推計しました。

④分担金、負担金、使用料、手数料

現況及び過去の実績の推移などを勘案し推計しました。

⑤基金繰入金

森林環境譲与税基金については、現況を踏まえ、実施事業費と同額の繰入れを見込み、その他（財政調整基金やその他特定目的基金等）については、当該年度の財政調整繰入れを想定し推計しました。

⑥地方債

過去の実績を踏まえ、通常の事業債、臨時財政対策債を見込んだ上で、新町建設計画に基づく事業実施に伴う合併特例債を加え推計しました。

⑦その他（財産収入、その他）

現況及び過去の実績の推移などを勘案し推計しました。

(2) 歳出

①人件費

会計年度任用職員の任用による増額を見込んだ上で、過去の実績の推移を踏まえ推計しました。

②扶助費

過去5年間で大幅に減少していることを踏まえ、同額推移を見込みました。

③公債費

既借入れ分の償還予定額に、新町建設計画に基づく事業などの実施に伴う合併特例債や新たな地方債の償還見込額を加えて推計しました。

④物件費

予算編成時に抑制することを前提に同額推移を見込んだ上で、会計年度任用職員制度の施行により人件費へ計上される分を減じて推計しました。

⑤維持補修費

過去の実績の推移などを踏まえた上で、経年劣化による増額を見込んで推計しました。

⑥補助費等

過去の実績の推移などを踏まえ、同額推移を見込みました。

⑦投資的経費（普通建設事業費）

過去の実績や当該年度の歳入・歳出の状況を踏まえ、通常の事業量を見込んだ上で、新町建設計画に基づく合併特例事業を加え推計しました。

⑧繰出金

過去の実績の推移を踏まえた上で、同額推移を見込みました。

⑨積立金

過去の実績の推移を踏まえた上で、基金残高に応じた運用益を見込みました。

2 財政計画

【歳入】

単位：百万円

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	計
地方税	1,292	1,261	1,323	1,443	1,355	1,375	1,330	1,258	1,381	1,387	1,362	1,352	1,325	1,332	1,302	1,283	1,267	1,252	1,237	1,223	1,208	27,548
譲与税・交付金	281	306	212	207	196	192	186	171	170	173	243	197	202	205	224	243	236	251	251	265	265	4,676
地方交付税	2,474	2,470	2,495	2,529	2,606	2,743	2,727	3,011	2,979	2,744	2,778	2,675	2,495	2,460	2,428	2,468	2,277	2,294	2,312	2,347	2,428	53,740
国庫・県支出金	1,138	837	805	669	1,489	941	760	739	732	783	1,194	676	705	678	556	1,529	595	559	527	497	470	16,879
分担金・負担金 使用料・手数料	128	157	113	97	98	95	100	101	94	97	96	104	103	105	98	141	141	141	141	141	141	2,432
繰入金	350	101	114	139	37	31	19	296	42	408	131	12	515	324	153	24	124	281	291	278	238	3,908
地方債	692	1,552	456	505	387	67	382	252	147	1,283	1,213	459	568	547	384	370	376	534	589	703	703	12,169
諸収入・その他	494	410	343	327	340	836	588	705	866	826	1,054	731	416	464	447	372	474	354	360	357	352	11,116
歳入合計	6,849	7,094	5,861	5,916	6,508	6,280	6,092	6,533	6,411	7,701	8,071	6,206	6,329	6,115	5,592	6,430	5,490	5,666	5,708	5,811	5,805	132,468

【歳出】

単位：百万円

区分	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	計
人件費	1,300	1,328	1,362	1,249	1,191	1,156	1,186	1,164	1,103	1,093	1,130	1,110	1,111	1,105	1,112	1,276	1,272	1,267	1,262	1,257	1,253	25,287
扶助費	190	192	192	190	228	303	329	325	310	336	367	346	349	316	280	280	280	280	280	280	280	5,933
公債費	839	819	895	1,039	958	849	815	769	746	1,056	642	674	703	693	639	591	548	547	534	512	511	15,379
物件費	1,064	989	845	838	904	933	1,001	936	990	1,065	1,231	1,219	1,456	1,442	1,403	1,298	1,298	1,288	1,288	1,288	1,287	24,063
維持補修費	77	30	30	29	28	37	48	53	45	48	55	69	73	59	48	61	62	63	65	66	67	1,113
補助費等	852	770	757	728	809	689	715	683	1,195	706	799	814	749	700	683	644	644	644	644	644	644	15,513
投資的経費	1,765	1,271	1,087	1,004	1,204	867	949	1,059	858	1,947	2,736	1,173	1,118	1,067	743	1,499	725	910	971	1,105	1,105	25,163
繰出金	426	462	533	487	452	569	512	533	546	573	579	547	552	498	482	480	480	480	480	480	480	10,631
積立金	211	1,052	23	31	61	428	21	311	0	0	0	1	0	0	1	27	27	27	27	27	27	2,302
歳出合計	6,724	6,913	5,724	5,595	5,835	5,831	5,576	5,833	5,793	6,824	7,539	5,953	6,111	5,880	5,391	6,156	5,336	5,506	5,551	5,659	5,654	125,384